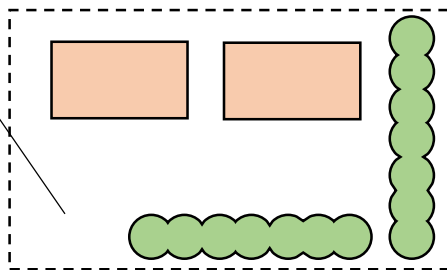


地域未来投資促進法に基づく工場立地法による緑地等の面積率緩和について

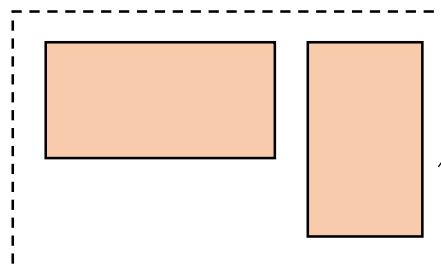
1 本件の目的と効果

特定工場
建築関係法以外にも敷地面積
に対する生産施設面積の制限
や緑地の確保を求められる。

*制限の主要因は昭和40年代の公害深刻化



特定工場以外
建築関係法を遵守していれば
敷地内で自由に施設を建設す
ることができる。



《課題》

他の事業者よりも厳しい制限

↓
施設増設・再編等が困難
(老朽化施設の建替にも影響)

《対策》

特例措置による制限緩和

*緑地等の面積率の下限引き下げ

《効果》

事業規模拡大・設備投資の促進

↓
町内産業発展・地域経済への波及

2 緩和措置の内容(案)

(1) 対象地区：町内の工業団地(東・弥生・西) *用途地域は工業・工業専用地域

(2) 面積率の緩和：下表のとおり

区分	現行	緩和措置
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設*面積率	25%以上	10%以上

*環境施設=噴水、池、雨水浸透施設、
運動場、太陽光発電施設など。
緑地も含むため、緑地が25%以上ある
場合、環境施設は不要となる。



3 緑地確保の目的と緩和措置による影響

①外部環境と生産活動の空間的遮断、地域住民に対する心理的効果

- ・ 住環境から分離された工業団地 → **影響小**

②自然環境との調和、都市環境の整備、大気浄化

- ・ 工業団地造成時に、団地全体として緑地の確保を行っている。
- ・ 緩和措置後も特定工場は一定の緑地を確保することを求められる。
→ **工業団地としての緑地は十分に確保されている**



4 今後のスケジュール

- ・ 1~2月 : 変更基本計画のパブリックコメント
- ・ 3月中旬 : 計画変更について国の同意
- ・ 3月下旬 : 緑地面積率緩和に係る条例提案 → 国の同意が3月中旬であるため最終日提案を予定
* 企業誘致条例の一部として盛り込むことが可能であれば、“条例改正”となる見込

【参考1：用語解説】

- ・ 工場立地法：工場立地が適正に行われるよう“特定工場”に対して、新設増設の届出義務を課し、生産施設・緑地等の面積に制限を加えるもの。
- ・ 特定工場：製造業、電気・ガス・熱供給業のうち、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場
- ・ 地域未来投資促進法：地域経済を牽引する事業者を支援することにより経済活性化を図ることを目的とする。
市町村が「基本計画」を策定し、国の同意を得た地域は、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定することが可能になる。

【参考2：地域未来投資促進法に基づく工場立地法の制限緩和】

